

滋 水 第 5 3 号  
令和 4 年(2022 年)1 月 26 日

琵琶湖海区漁業調整委員会  
会 長 谷 口 孝 男 様

滋賀県知事 三日月 大造

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定に基づき、刺網漁業の許可の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間について貴委員会の意見を問います。

## 刺網漁業許可の申請期間について

刺網漁業許可については、令和3年11月1日に一斉切り替えを実施したが、複数の漁協から新たに許可申請したい旨の相談があった。

漁協	件数	相談内容
朝日漁協	1件	刺網漁業を再開したいため（経験者）
南浜漁協	1件	新規着業希望者があるため（漁業種類の拡張）
沖島漁協	1件	小型の漁船を追加で申請したいため（経営の効率化）
天野川漁協	4件	新規申請希望者4名があるため

いずれの組合も一斉切り替え方式の必要性を理解している。しかし、許可の有効期間は5年間あり、これら希望者が次の一斉切り替えまで申請できないとすれば、琵琶湖の漁業生産を拡大する方針の趣旨にそぐわないため、早期に着業できるよう申請期間を追加することとしたい。

今回の申請期間の追加にあたっては、令和3年9月7日付けで公示した制限措置と同じ内容とし、定数のみ上限としていた550隻（者）から現在有効な許可数366隻（者）を減じた184隻（者）として公示する。

なお、当該の追加申請により許可をした場合の許可の有効期間は、令和3年11月19日に開催の第587回琵琶湖海区漁業調整委員会において諮問・答申をいただいた「許可の有効期間の短縮について」を適用した満了日までとする。

公示する漁業種類	定数	許可の有効期間	申請期間
刺網漁業 （荒目小糸網および 細目小糸網）	184隻（者） 以下	許可日から 令和8年10月31日まで	令和4年2月15日から 令和4年3月14日まで

滋賀県告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第 103 号。以下規則という。）第 4 条第 1 項第 3 号に規定する刺網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

令和 4 年 2 月 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶 の 総 トン 数	推 進 機 関 の 馬 力 数	操 業 区 域	漁業時期	漁業を 営む者 の資格
刺網漁業（荒目小糸網）（動力漁船を使用するもの）	184 隻（者） 以下 （許可または起業の認可を受けている船舶（者）の数： 366 隻（者））	—	—	規則別表第 1 に掲げる区域（琵琶湖大橋堅田行き車線の車線区分線から両側へ 200 メートルの距離の線と湖岸線によって囲まれた区域を除く。以下同じ。）	12 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで	—
刺網漁業（荒目小糸網）（動力漁船を使用しないもの）		—	—	規則別表第 1 に掲げる区域	12 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで	—
刺網漁業（細目小糸網）（動力漁船を使用するもの）		—	—	規則別表第 1 に掲げる区域	周年	—
刺網漁業（細目小糸網）（動力漁船を使用しないもの）		—	—	規則別表第 1 に掲げる区域	周年	—

2 申請期間 令和 4 年 2 月 15 日から令和 4 年 3 月 14 日まで